

1. 吉備中央町放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後等において、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。

(2) 対象児童

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校 1 年生から 6 年生の児童が対象です。

就労等とは保護者が次に掲げる事由のいずれかに該当し、児童クラブの利用が必要と認められる場合です。

事 由	条 件	入所期間
① 就労	月 4 8 時間以上労働することを常態としている場合	必要と認められる期間 (最長、年度末まで)
② 妊娠・出産	出産予定日の産前産後 8 週の期間 (多胎の場合は、産前 1 4 週)	出産予定日の産前産後 8 週の期間 (多胎の場合は、産前 1 4 週) ただし、定員の状況により育休中でも利用できます。
③ 疾病等	病気やケガ、または心身に障害がある場合	① と同じ
④ 同居親族等の介護・看護	同居親族等を常時介護または看護している場合	① と同じ
⑤ 災害復旧	火災、風水害、地震などの災害に見舞われ、その復旧に当たっている場合	① と同じ
⑥ その他	① ～⑤以外で必要であると認められる場合	

(3) 設置場所

児童クラブ名称	定員 (人)	所在地
スマイル児童クラブ	8 0	吉備中央町円城 732 番地 3
加賀西児童クラブ	8 0	吉備中央町豊野 82 番地 1
吉備高原児童クラブ	1 2 0	吉備中央町吉川 7580 番地

(4) 開設日及び開設時間について

①開設日

月曜日から金曜日及び土曜日

(土曜日については就労証明書で土曜日勤務が証明されている場合利用可。冠婚葬祭、病気、就労など突発的な利用が必要になった場合は申し出ください。)

※ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～翌年1月3日は除く。その他、臨時に開所また閉所する場合があります。

②開設時間

通 常 授業終了後～午後7時

土 曜 日 午前7時30分から午後7時

長期休業日 午前7時30分から午後7時

(5) 利用期間

4月1日から3月31日まで(長期休業期間のみの利用も可)

(6) 保護者負担金

利用区分	児童クラブを利用した月	利用料 (月額)	おやつ代 (月額)
通年	8月以外	3,000円	1,000円
	夏休み(8月)	5,000円	2,000円
期間限定利用	春休み(4月)	1,500円	500円
	夏休み(7月)	3,000円	1,000円
	夏休み(8月)	5,000円	2,000円
	冬休み(12月)	1,500円	500円
	冬休み(1月)	1,500円	500円
	春休み(3月)	1,500円	500円
一時利用(利用日数10日まで)		1,500円	500円

※利用料及びおやつ代の日割り計算は行いません。

途中で入所・退所した場合も上記期間分の利用料、おやつ代は負担いただきます。

※おやつ

食物アレルギーのある場合は、おやつ持参をお願いします。

(この場合は、おやつ代は徴収しません。)

(7) 保護者負担金（利用料・おやつ代）の納入について

保護者負担金は、納付期限までに必ず納付してください。（納付方法については口座振替ができるよう検討します。）

なお、負担金を滞納した場合は、退所していただくこともあります。

(8) 負担金の減免制度

世帯の収入状況や兄弟姉妹が同時に入所する場合に、保護者負担金（利用料）の減免制度を設けます。（おやつ代には減免制度はありません。）

- ① 保護者が生活保護受給者若しくは母子（父子）または重度障害者世帯で前年度の町民税が非課税である場合、免除
- ② 母子（父子）または重度障害者世帯で町民税が均等割の場合、2分の1の減額
- ③ 生計同一世帯の児童が2人以上利用している場合、2人目以降を2分の1の減額
- ④ 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき、減額、または免除

(9) 送迎について

児童クラブの登降所は、保護者の送迎が基本です。

平日のお迎えは、必ず閉所時間に間に合うようにお願いします。

土曜日・振替休業日・長期休業中の登所は、必ず職員に声をかけて児童を預けてください。

(10) クラブでの生活の流れ（例）

通 常		長期休暇	
時 間	活動内容	時 間	活動内容
授業終了～ （午後4時～）	開所	午前7時30分～	開所
午後4時～	おやつ	午前7時30分～	自主学習 自由遊び ほか
午後4時30分～	自主学習（宿題） 自由遊び ほか	午前10時	おやつ
		午後 0時	昼食（弁当）
		午後3時	おやつ
午後7時00分	閉所	午後7時00分	閉所

- (11) 気象警報発令時における取り扱い
今後、園・学校等と協議検討
(現在は、警報が発令されれば、閉所あるいはお迎え)

(12) 利用手続き

募集案内（子育て推進課） 11月



受付（申請期間 前年度の11月中旬から12月中旬予定）



入所審査・許可（翌年2月頃、利用承認決定）



利 用 開 始

- (13) 傷害保険、賠償責任保険について
保険加入については、町で一括加入し負担します。